

第3回 豪雪災害復旧対策本部会議

平成26年3月25日(火)

13:00~

本館2階 特別会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 豪雪被害に対する支援について

(2) 序内検証会議中間報告について

(3) その他

3 閉 会

豪雪被害に対する支援策一覧

資料 No.1

☆印は拡充等した支援策
塗色した事業は、県の予算を経由しない支援策

| 支援対象 | 対 策 | 支 援 策 | 具体的支援の内容 | 補助率等 | 備 考 | |
|------|--------|-----------------|---|--|--|--|
| 農業 | 施設倒壊対策 | (被災した農業施設の撤去支援) | <ul style="list-style-type: none"> 市町村による収集、運搬、処分の一括実施 農業者自らが行うハウス等の撤去費の補助 | 10/10 (国5/10 市町村5/10) | 国(環境省)特別対策 | |
| | | (農業用ハウス等の再建支援) | <ul style="list-style-type: none"> 施設再建費用の補助 施設再建資金の利子補給 ハウス等に係る借入金の借換資金の利子補給 JAによる共同利用ハウス整備費の補助 共同利用ハウスの賃料の補助 JA水稻育苗施設復旧への補助 | <ul style="list-style-type: none"> 10/10 (国5/10 市町村2.5/10) 実質無利子 (県1% 市町村1% 農協等0.15%) 実質無利子 (県1% 市町村1% 農協等0.15%) 1/2 (国1/2 トンネル) 1/3 (県1/3) 1/3 (県1/3) | <ul style="list-style-type: none"> 国(農水省)・県単特別対策 (農業施設復旧支援対策資金) (償還円滑化緊急借換資金) 国(農水省)特別対策 県単特別対策 県単特別対策 | |
| | | 樹木損傷対策 | (改 植 の 支 援) | <ul style="list-style-type: none"> 果樹の改植のための苗木購入、伐採費、棚整備への補助 果樹苗木購入の補助 水稻・野菜・花きの種苗等生産に必要な資材の購入等への補助 花き種苗購入の補助 | <ul style="list-style-type: none"> 1/2 (国1/2) 2/3 (県1/3 市町村1/3) 定額 (国(定額)) 2/3 (県1/3 市町村1/3) | <ul style="list-style-type: none"> 国(農水省)特別対策 県単特別対策 国(農水省)特別対策 県単特別対策 |
| | | 減収対策 | (經 営 の 支 援) | <ul style="list-style-type: none"> 既存借入金の償還猶予のための借換資金の利子補給 被災農業者の経費補完のための資金の利子補給 果樹未収益期間に必要な肥料代や農薬等の経費を助成 被災した畜産農家への支援 | <ul style="list-style-type: none"> 実質無利子 (県1% 市町村1% 農協等0.15%) 実質無利子 (県1% 市町村1% 農協等0.15%) 定額 (国(定額)) 定額 (国(定額)) | <ul style="list-style-type: none"> (被災農業者リスクケジュール資金) (雪害対策経営安定化支援資金) 国(農水省)特別対策 国(農水省)特別対策 |
| | | 資金融通対策 | (融資円滑化の支援) | <ul style="list-style-type: none"> 県農業信用基金協会特別準備金積立補助金 | 定額 県(定額) | 県単特別対策 |
| | 中小企業 | 減収等対策 | (經 営 等 の 支 援) | <ul style="list-style-type: none"> 設備資金、運転資金の融資 | 利率 年1.8% | (雪害対策緊急融資) |
| | | | 観光客回復対策 | (観光キャンペーン等の実施) | <ul style="list-style-type: none"> 緊急観光キャンペーンの実施 観光キャラバンの実施 新聞(全国紙)等への広告掲載 | |
| | 個 人 | 住宅被害対策 | (被災住宅の再建等の支援) | <ul style="list-style-type: none"> 住宅新築、購入等資金の融資 応急仮設住宅及び県営住宅の供与 建築確認申請等手数料の減免 建物被害等に係る相談窓口の設置 | 利率 年1.2% | (個人住宅災害緊急建設資金) |

(平成26年3月25日)

部局名

総務部

| | |
|-----|---|
| 件名 | 国の支援策の概要について |
| 内 容 | <p>特別交付税の交付決定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 3月18日(火)、3月分の特別交付税について、次のとおり交付決定されたところ。 <ul style="list-style-type: none"> ・山梨県分 29億3,300万円 (12月分特別交付税と合わせて、本年度の総計は、40億3,400万円となり、前年度より17億7,800万円 +78.8%の増加(全国一の増加率)) ・市町村分 114億8,000万円 (12月分特別交付税と合わせて、本年度の総計は、135億9,900万円となり、前年度より15億7,600万円 +13.1%の増加(全国一の増加率)) <ul style="list-style-type: none"> ○ 今回の配分は、2月の大雪に係る経費など、本県と市町村の財政事情に十分配慮された中で、配分がなされたものと考えている。 |
| | |

(平成26年3月25日)

部局名

森林環境部

| | |
|----|--|
| 件名 | 国の支援策の概要について |
| 内容 | <p>○ 環境省において、災害等廃棄物処理事業費補助金の採択要件及び事業範囲の見直しが行われ、大雪により倒壊した農業用ハウス等の処理について、当該補助金が適用されることとなった。</p> <p>○ 見直し後の補助金の概要は、次のとおり。（波線が見直しの内容）</p> <p>(1) 事業主体 市町村（一部事務組合を含む）</p> <p>(2) 対象事業 災害等の事由のために実施した、生活環境保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業（民間事業者等への委託を含む）</p> <p>※ 今冬の大雪により倒壊した農業用ハウス等について、市町村が一体的に、収集（撤去を含む）、運搬、処分を行う場合、補助対象となる</p> <p>(3) 採択要件</p> <p>① 市町村の事業費が40万円以上</p> <p>② 積雪深が、過去10年間の最大積雪深の平均値を超え、かつ1m以上</p> <p>③ ②に関わらず、最大積雪深が、過去の観測史上類を見ない程度に観測され、相当程度の被害が生じていること</p> <p>(4) 補助率 1/2</p> <p>※市町村負担分の80%を特別地方交付税で措置</p> <p>◆財源スキーム</p> <pre> graph TD A[補助金 (50%)] <--> B[特別地方交付税措置 (40%)] C[一般財源 (10%)] A --- D["国の財源措置 (90%)"] style A fill:#333,color:#fff style B fill:#333,color:#fff style C fill:#333,color:#fff style D fill:#333,color:#fff </pre> <p>○ その他 3月11日に環境省職員を招き、市町村向けの説明会を開催した。</p> |

(平成26年3月25日)

部局名

産業労働部

| | |
|--------|--|
| 件名 | 県の支援策の概要について |
| 内 容 | <p>○ 「雪害対策緊急融資」の創設について 2月26日付けで商工業振興資金の中に「雪害対策緊急融資」を創設した。 融資条件等については、以下のとおり。</p> <p>(融資対象) ① 大雪による被害を直接受けた者 ② 大雪の影響を受けた後、原則として1ヶ月間の売上高等が前年同月比20%以上減少しており、かつ、その後の2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれる者</p> <p>(限度額) 設備資金 5,000万円、運転資金 2,000万円</p> <p>(融資利率) 1.8%</p> <p>(償還期間) 設備資金 7年以内（1年以内の据置を含む） 運転資金 5年以内（1年以内の据置を含む）</p> <p>(申込書類) 借入申込書のほか、財務書類、商工会議所若しくは商工会の診査書、納税証明書等の書類が必要</p> <p>(取扱金融機関) 山梨中央銀行、甲府信用金庫、山梨信用金庫、都留信用組合、山梨県民信用組合、商工組合中央金庫</p> <p>(取扱期間) 2月26日から9月30日まで</p> |
| 今後の対応等 | <p>○ 「セーフティネット保証4号（災害関係）※1」の適用について 商工業振興資金における融資制度は、信用保証協会による保証をつけることを原則としており、「雪害対策緊急融資」については、一般保証の中での対応としている。 セーフティネット保証4号の適用を受けると、一般保証とは別枠の特別保証での対応が可能となり、商工業振興資金における「災害復旧関係融資※2」を利用できるようになる。このことにより、限度額や融資利率などの点で、さらに中小企業者の利便性が高まる。 現在、セーフティネット保証4号の適用に向けて、栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県、長野県の5県と歩調を合わせ、各県内の影響を受ける中小企業者の状況の調査を行っており、早期の地域指定に向けた国の事務手続きの迅速化について、3月5日に来県した衆議院災害対策特別委員会へも要望している。 <u>本県は、3月20日に調査結果を関東経済産業局へ提出したところである。</u></p> |

(参考)

※1 セーフティネット保証4号（正式名称：経営安定関連保証4号）

中小企業信用保険法第2条第5項第4号に基づき、突発的な災害等により相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている地域を経済産業大臣が指定し、当該地域において、売上高等が減少している中小企業者が、一般保証とは別枠（無担保8千万円、最大2億8千万円）の保証（借入額の100%を信用保証協会が保証）を利用できる制度。

【セーフティネット保証4号の地域指定基準 H21.8.13 中小企業庁事業環境部金融課 通知】

特定の地域（災害救助法の適用地域等）に属する中小企業者であって、

- ① 自然災害等の影響を受けた後3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれる中小企業者が概ね500以上、又は、
- ② 被害額200万円以上の中小企業者が概ね500以上。

【セーフティネット保証4号の利用対象者】

以下の要件のいずれも満たすことについて市町村長の認定を受けた中小企業者が、セーフティネット保証4号の利用対象者となる。

- 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

※2 災害復旧関係融資

（融資対象） セーフティネット保証4号の指定区域内において、1年以上の事業実績があり、大雪の影響を受けた後、原則として1ヶ月間の売上高等が前年同月比20%以上減少しており、かつ、その後の2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれる者

（限度額） 設備資金 5,000万円、運転資金 5,000万円

（融資利率） 1.6%

（償還期間） 設備資金10年以内（1年以内の据置を含む）
運転資金 7年以内（1年以内の据置を含む）

(平成26年3月25日)

部局名

観光部

| | |
|-----|--|
| 件名 | 県の支援策の概要について |
| 内 容 | <p>雪害により減少した観光客の誘客を促進するため、緊急観光振興対策を実施</p> <p>1 キャンペーンの実施【計13日間】</p> <p>本年度予定していたキャンペーンの規模を拡大し、緊急観光キャンペーンを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●2/27（木）～3/1（土）【3日間】JR八王子駅改札外コンコース <ul style="list-style-type: none"> ・2/27 参加人数30人（県、観光推進機構、甲州市、南アルプス観光協会）、NHK、YBS、UTVが取材、ノベルティ（桃の枝等）配布、甲州市フルーツ娘、女優の白須慶子さん、ゆるきやら参加 ・2/28 参加人数17人（県、観光推進機構、甲府市、笛吹市、山梨市等）、パンフレット・ノベルティ（桃の枝等）配布、ゆるきやら（ひし丸、うどんぶりちゃん、フッキー）等参加 ・3/1 参加人数14人（県、観光推進機構、韮崎市、富士吉田観光サービス）、パンフレット・ノベルティ（桃の枝等）配布、ゆるきやら（ひし丸、ニーラ、うどんぶりちゃん）参加 ●3/8（土） 【1日】 談合坂サービスエリア下り線 <ul style="list-style-type: none"> ・3/8 参加人数6人（県、観光推進機構）パンフレット・ノベルティ配布 ●3/8（土）、9（日） 【2日間】三井住友銀行新宿支店（新宿駅東口） <ul style="list-style-type: none"> ・3/8 参加人数9人（県、観光推進機構）、パンフレット・ノベルティ配布 ・3/9 参加人数10人（県、観光推進機構）、パンフレット・ノベルティ配布 ●3/8（土）、9（日） 【2日間】大阪市（大阪アートフェスティバルへ出展） <ul style="list-style-type: none"> ・3/8 参加人数8人（県、観光推進機構、北杜市）、パンフレット・ノベルティ配布、ゆるきやら（八ヶ岳八つぼー）参加 ・3/9 参加人数7人（県、北杜市）、パンフレット・ノベルティ配布、ゆるきやら（八ヶ岳八つぼー）参加 ●3/12（水） 【1日間】新宿駅、池袋駅 <ul style="list-style-type: none"> ・3/12 参加人数39人（県、観光推進機構、笛吹市、甲州市、身延町、富士河口湖町）、パンフレット・ノベルティ配布、ゆるきやら（ひし丸）参加 ●3/12（水）、19（水） 【2日間】三菱東京UFJ銀行本店（東京駅丸の内口） <ul style="list-style-type: none"> ・3/12 参加人数4人（県、観光推進機構）、パンフレット・ノベルティ配布 ・3/19 参加人数5人（県、観光推進機構）、パンフレット・ノベルティ配布 ●3/18（火）、19（水） 【2日間】三井住友銀行本店 <ul style="list-style-type: none"> ・3/18 参加人数8人（県、富士の国やまなし館）、パンフレット・ノベルティ配布 |

- ・3/19 参加人数8人（県、富士の国やまなし館）、パンフレット・ノベルティ配布

〔新〕4月～6月 J R 東日本八王子支社と連携した『My Premium 山梨 春のやまなしキャンペーン』の実施

- ・春の山梨の魅力をお楽しみいただける旅行商品の設定や情報誌の発行等

2 キャラバン 【計8日間】

大手旅行会社や新聞社等を訪問し、本県への誘客を促進する観光キャラバンを実施

- 2/28（金）【1日】三重県内の旅行エージェント
- 3/11（火）、12（水）【2日間】大阪、名古屋の旅行エージェント
- 3/11（火）～13（木）【3日間】首都圏の旅行エージェント
 - ・3/11 参加人数9人（県、観光推進機構、南アルプス市観光協会、北杜市、甲州市、富士河口湖町）
日本旅行、J T B 東日本、リクルートライフスタイル
 - ・3/12 参加人数11人（県、観光推進機構、笛吹市観光物産連盟、山梨市、南アルプス市、甲州市、富士河口湖町）
クラブツーリズム、J T B ガイアレック、楽天トラベル
 - ・3/13 参加人数14人（県、観光推進機構、湯村温泉旅館協同組合、南アルプス市観光協会、山梨市、北杜市、笛吹市、甲州市、身延町、富士河口湖町）
J T B 関東、近畿日本ツーリスト、はとバス
- 3/17（月）、18（火）【2日間】全国紙、スポーツ新聞等9社
 - ・3/17 参加人数5人（県、JAフルーツレディ、県農畜協）
毎日新聞、日刊スポーツ、東京新聞、デイリースポーツ
 - ・3/18 参加人数7人（県、観光推進機構、JAフルーツレディ、県農畜協、やまなし大使の萩原智子さん）
読売新聞、産経新聞、サンケイスポーツ、山梨日日新聞東京支社、スポーツニッポン

3 広告掲載によるPR

- 大阪事務所が、産経新聞（2/28）の1面カラー広告でPR
(大阪の一部地域に配達(7万部))

- 観光推進機構が、J A F 発行の定期購読誌「J A F M a t e」4月号（関東甲信越版）へ観光情報を掲載（3月13日発行）

- 3/20（木）読売新聞（関東版約600万部発行）への広告掲載により、PR



JAF会員ウェルカム企画
富士・河口湖さくらSD 4万円~20万円

撮った写真是Facebookで投稿しよ! ふじぶよんコンテスト

ふじぶよんさんが河口湖畔のさくらが所に投稿。ふじぶよんさんが河口湖畔のさくらが所に投稿。ふじぶよんさんが河口湖畔のさくらが所に投稿。ふじぶよんさんが河口湖畔のさくらが所に投稿。

4/30(日) 河口湖自然生活館にて開催。
4/15(土) 河口湖さくらSD 4万円~20万円

4/20(木) 河口湖さくらSD 4万円~20万円

4/22(土) カテナ横山口・カエ・リバウエストランにて開催。
●開場時間 10:00~13:00、14:00~18:00
●料金 大人: 1,000円、子供: 500円
●電話番号: 0555-76-8230
●郵便番号: 400-18000
●地址: 富士市河口湖町大石公園内
●HP: www.wellcam.jp/fuji

JAF会員ウェルカム企画
富士・河口湖さくらSD 4万円~20万円

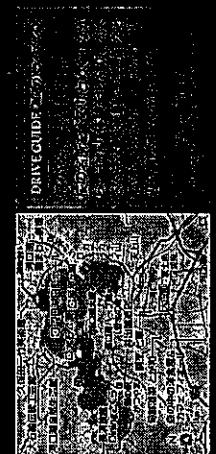
撮った写真是Facebookで投稿しよ! ふじぶよんコンテスト

ふじぶよんさんが河口湖畔のさくらが所に投稿。ふじぶよんさんが河口湖畔のさくらが所に投稿。ふじぶよんさんが河口湖畔のさくらが所に投稿。ふじぶよんさんが河口湖畔のさくらが所に投稿。

4/30(日) 河口湖自然生活館にて開催。
4/15(土) 河口湖さくらSD 4万円~20万円

4/20(木) 河口湖さくらSD 4万円~20万円

4/22(土) カテナ横山口・カエ・リバウエストランにて開催。
●開場時間 10:00~13:00、14:00~18:00
●料金 大人: 1,000円、子供: 500円
●電話番号: 0555-76-8230
●郵便番号: 400-18000
●地址: 富士市河口湖町大石公園内
●HP: www.wellcam.jp/fuji



JAF会員ウェルカム企画
富士・河口湖さくらSD 4万円~20万円

撮った写真是Facebookで投稿しよ! ふじぶよんコンテスト

ふじぶよんさんが河口湖畔のさくらが所に投稿。ふじぶよんさんが河口湖畔のさくらが所に投稿。ふじぶよんさんが河口湖畔のさくらが所に投稿。ふじぶよんさんが河口湖畔のさくらが所に投稿。

4/30(日) 河口湖自然生活館にて開催。
4/15(土) 河口湖さくらSD 4万円~20万円

4/20(木) 河口湖さくらSD 4万円~20万円

4/22(土) カテナ横山口・カエ・リバウエストランにて開催。
●開場時間 10:00~13:00、14:00~18:00
●料金 大人: 1,000円、子供: 500円
●電話番号: 0555-76-8230
●郵便番号: 400-18000
●地址: 富士市河口湖町大石公園内
●HP: www.wellcam.jp/fuji

春の河口湖には
お楽しみがいっぱい

河口湖は、なごみの河口湖には
十貫の名所、その静かな湖面は

じつに美しい景色の富士山を美しく
見せます。耳聞こえなく美しい音

月中有名にはじめました。河口湖には
桜の花が咲き、湖面をじんく色

に染め上げて、さらに春が進むと、
お花見を楽しむ

河口湖は、なごみの河口湖には
お楽しみがいっぱい

河口湖は、なごみの河口湖には
十貫の名所、その静かな湖面は

じつに美しい景色の富士山を美しく
見せます。耳聞こえなく美しい音

月中有名にはじめました。河口湖には
桜の花が咲き、湖面をじんく色

に染め上げて、さらに春が進むと、
お花見を楽しむ

JAF会員ウェルカム企画
富士・河口湖さくらSD 4万円~20万円

撮った写真是Facebookで投稿しよ! ふじぶよんコンテスト

ふじぶよんさんが河口湖畔のさくらが所に投稿。ふじぶよんさんが河口湖畔のさくらが所に投稿。ふじぶよんさんが河口湖畔のさくらが所に投稿。ふじぶよんさんが河口湖畔のさくらが所に投稿。

4/30(日) 河口湖自然生活館にて開催。
4/15(土) 河口湖さくらSD 4万円~20万円

4/20(木) 河口湖さくらSD 4万円~20万円

4/22(土) カテナ横山口・カエ・リバウエストランにて開催。
●開場時間 10:00~13:00、14:00~18:00
●料金 大人: 1,000円、子供: 500円
●電話番号: 0555-76-8230
●郵便番号: 400-18000
●地址: 富士市河口湖町大石公園内
●HP: www.wellcam.jp/fuji

JAF会員ウェルカム企画
富士・河口湖さくらSD 4万円~20万円

撮った写真是Facebookで投稿しよ! ふじぶよんコンテスト

ふじぶよんさんが河口湖畔のさくらが所に投稿。ふじぶよんさんが河口湖畔のさくらが所に投稿。ふじぶよんさんが河口湖畔のさくらが所に投稿。ふじぶよんさんが河口湖畔のさくらが所に投稿。

4/30(日) 河口湖自然生活館にて開催。
4/15(土) 河口湖さくらSD 4万円~20万円

4/20(木) 河口湖さくらSD 4万円~20万円

4/22(土) カテナ横山口・カエ・リバウエストランにて開催。
●開場時間 10:00~13:00、14:00~18:00
●料金 大人: 1,000円、子供: 500円
●電話番号: 0555-76-8230
●郵便番号: 400-18000
●地址: 富士市河口湖町大石公園内
●HP: www.wellcam.jp/fuji

JAF会員ウェルカム企画
富士・河口湖さくらSD 4万円~20万円

撮った写真是Facebookで投稿しよ! ふじぶよんコンテスト

ふじぶよんさんが河口湖畔のさくらが所に投稿。ふじぶよんさんが河口湖畔のさくらが所に投稿。ふじぶよんさんが河口湖畔のさくらが所に投稿。ふじぶよんさんが河口湖畔のさくらが所に投稿。

4/30(日) 河口湖自然生活館にて開催。
4/15(土) 河口湖さくらSD 4万円~20万円

4/20(木) 河口湖さくらSD 4万円~20万円

4/22(土) カテナ横山口・カエ・リバウエストランにて開催。
●開場時間 10:00~13:00、14:00~18:00
●料金 大人: 1,000円、子供: 500円
●電話番号: 0555-76-8230
●郵便番号: 400-18000
●地址: 富士市河口湖町大石公園内
●HP: www.wellcam.jp/fuji

第四十三回
信玄公祭り

松平健

2014年
4月4日(金)
6日(日)
芦原城公園
会場

世界最大の武者行列
「甲州軍団」、出陣!

（左）「最大軍在記録」としてギネス世界記録に認定された甲州軍団が、芦原城公園から出陣。
本陣山本の駄馬は、よくりびと。
プロデューサー中田義明氏による
移行プロデュースにも注目です！
今年の信玄公役は、松平健 武です。

▶開幕式パレード 4月4日 17:00～20:30
会場：芦原城公園内芝生ステージ

▶火薙火・火・山車・舞踊 4月5日 17:00～
会場：城裏通り

▶甲州軍団行進 4月5日 18:30～20:00
会場：芦原城公園～平田通り～森和通り～新鷹坂公園

▶子ども大王行列 4月6日 13:00～16:00
会場：柳沢町内

その他、史跡なイベントが目白押し。
詳しくはホームページで。

信玄公祭り 検索

お問い合わせ

公益社団法人やまなし観光推進機構
TEL/055-231-2722 <http://www.yamanashi-kankou.jp>

（右）

川中島合戦 戦国絵巻

2014年
4月20日(日)
歴史取扱説明会
会場

武田軍×上杉軍、
宿命の死闘が蘇る

（左）信玄の戦いの中でも激戦で名高い、
第一次合戦を忠実に再現。
火薙火・火・山車・舞踊の一曲打ちなど、
一般参拝者も含む約900名の大合戦は見応え十分！

▶開幕式 上杉軍出陣 13:00～
会場：柳沢・北小学校～市野谷通り～
市野谷前芦原城公園

▶合戦 13:30～
会場：笛吹市役所前 箕輪町

詳しくはホームページで。
えまなしがんかん祭り 検索

観覧無料

(平成26年3月25日)

部局名

農政部

| | |
|--------------|---|
| 件名 内 容 | 県の支援策の概要について |
| | 平成26年2月の大雪に係る農業被害への支援について <u>(☆は前回から拡充等した支援策)</u> |
| | <p>1 農業生産施設の撤去費用への支援</p> <p>(1) 特例的な災害等で発生した廃棄物処理制度の活用 [国(環境省)特別対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が、収集・運搬・処分を一括して実施 ・補助率: 国 5/10、市町村 5/10 (特別交付税措置 8割) <p>(2) 被災農業者向け経営体育成支援事業の活用 [国(農水省)・県単特別対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者自らが撤去を行う場合、農業者負担がないよう標準的な撤去費の範囲内で助成 ・補助率: 国 5/10、県と市町村が 5/10 を折半して支援 (特別交付税措置 8割) <p>2 農業用生産施設の再建・修繕に要する費用への支援</p> <p>(1) 被災農業者向け経営体育成支援事業の活用 [国(農水省)・県単特別対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9/10 を助成<農業者負担の最小化> ・補助率: 国 5/10、県と市町村が 4/10 を折半して支援 (特別交付税措置 7割) <p>(2) ハウス再建のための長期無利子資金の融通 [県単特別対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額: 2,000万円 (畜舎 5,000万円、☆農業法人 3億円) ・償還期間: 最長 25年 (内据置期間 最長 10年) <p>(3) JAによる共同利用のための低コスト耐候性ハウス整備 [国(農水省)特別対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率: 国 1/2 <p>(4) 共同利用ハウスの賃料助成 [県単特別対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(3)のハウス賃料の一部を助成 ・補助率: 県 1/3 <p>(5) JAの水稻育苗施設の復旧 [県単特別対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率: 県 1/3 <p>☆ (6) スイートコーン等のトンネル栽培の復旧 [県単特別対策] ・補助率: 2/3 (県 1/3、市町村 1/3)</p> <p>3 苗木等の改植に要する費用への支援</p> <p>(1) 果樹経営支援対策事業の活用 [国(農水省)特別対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・果樹の改植のための苗木購入、伐採費、棚整備に助成 ・補助率: 国 1/2 <p>(2) 被害果樹等の苗木購入補助 [県単特別対策]</p> |

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・(1)の助成対象とならない被災園に対する改植のための苗木購入の助成・補助率: 2/3 (県 1/3、市町村 1/3) <p>(3) 水稲、野菜、花きの種苗確保対策事業の活用 [国(農水省)特別対策]</p> <ul style="list-style-type: none">・種苗等の生産に必要な資材の購入等を国が直接助成 <p>(4) 花き栽培再開のための種苗購入補助 [県単特別対策]</p> <ul style="list-style-type: none">・補助率: 2/3 (県 1/3、市町村 1/3) <p>4 減収対策等の経営安定支援</p> <p>(1) 農協等が行う各種の雪害対策資金の長期無利子化に必要な助成 [県単特別対策]</p> <ul style="list-style-type: none">・補助率: 市町村の利子補給額の 1/2 以内を助成 (無利子化: 県 1.0%、市町村 1.0%、JA 等 0.15%を想定) <p>(2) 果樹未収益期間支援事業の活用 [国(農水省)特別対策]</p> <ul style="list-style-type: none">・未収益期間に必要な肥料代や農薬等の経費を助成・上記 3(1)と連動して実施・助成額: 5 万円/10a × 4 年分 <p>(3) 被災した畜産農家支援 [国(農水省)特別対策]</p> <ul style="list-style-type: none">・経営安定対策における農業者積立金の免除等 <p>5 その他</p> <p>被災農業者に対する雪害対策資金の円滑な融通の確保</p> <ul style="list-style-type: none">・債務保証を行う山梨県農業信用基金協会の財務基盤強化のための助成 |
|--|---|

(平成26年3月25日)

部局名

農政部

| | |
|----|---|
| 件名 | 国の支援策の概要について |
| 内容 | <p>○融資・農業共済での対応に加え、次の対策を実施</p> <p>(1) 災害関連資金の無利子化 農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間無利子化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規融資に際しては、償還期限・据置期間を極力長く設定するよう、関係金融機関に要請 ・既往融資に関して、償還猶予などの措置を適切に講じるよう、関係金融機関に要請 ・融資のほか、アグリビジネス投資育成株式会社による出資機能を活用し、被災農業法人への支援を実施。出資条件等については極力柔軟に対応するよう要請 <p>(2) 農業用ハウス等の再建・修繕への助成 農業用ハウス・棚等の再建・修繕及び再建の前提となる倒壊したハウス等の撤去に要する経費を助成 (被災農業者向け経営体育成支援事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の大雪により地域の基幹産業である農業が壊滅的な被害を受けていることに鑑み、産地の営農再開及び食料の安定供給に万全を期すため、以下のとおり、地方公共団体の復旧支援を後押しするための、今回の豪雪に限った特例的な措置を講ずる ・再建・修繕に係る補助率を10分の3から2分の1に引き上げる 残りの部分に対する地方公共団体の補助に関し、その7割について特別交付税措置を講ずる これらにより、農業者の負担を最小化できる仕組みを構築する（地方公共団体の補助が10分の4となった場合には、農業者の負担は10分の1となる） ・撤去については、農業者負担のないよう定額助成（地方負担を含めて10分の10相当）とする（地方公共団体が2分の1相当を負担することを前提に、国が2分の1相当を補助。地方公共団体には特別交付税措置（地方公共団体の負担分の8割）を講ずる） ・再建・修繕の場合に、併せて自己負担で強度の向上、規模拡大等を行うことは可能 |

- ・撤去については、市町村が実施する環境省の災害廃棄物処理事業の対象となるが、農業者が速やかに撤去し経営を再建しようとする場合には、本事業の利用が可能

(3) 共同利用施設への助成

- ・雪害を受けた産地に対し、別枠で集出荷貯蔵施設等共同利用施設の整備を優先的に支援

(強い農業づくり交付金)

- ・共同利用施設の整備に伴う被災施設の解体等も特例的に対象に追加

(4) 果樹の改植への助成

- ・被害果樹の植え替えとこれに伴う果樹棚の設置に必要な資材導入に要する経費及びこれにより生ずる未収益期間に要する経費を助成

(果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業)

(5) 被災農業法人等の雇用の維持のための支援

- ・被災農業法人等が、施設の復旧までの間、従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に必要な経費を助成

(農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修）)

(6) 生産資材の確保への支援

- ・野菜・水稻等の育苗用資材の購入費、種苗を融通するための運搬経費等を助成（大豆・麦等生産体制緊急整備事業）
- ・農業ハウス用資材などの円滑な供給が行われるよう、農業資材メーカー等に逐次情報提供

(7) 被災した畜産農家の経営安定

- ・被災した酪農・肉用牛・養豚農家に対して、経営安定のための支援を行う（酪農生産基盤維持緊急支援事業、肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン事業）、養豚経営安定対策事業 等）

(平成26年3月25日)

部局名

県土整備部

| | |
|-----|--|
| 件名 | 県の支援策の概要について |
| 内 容 | <p>□ 県管理道路除排雪</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 除排雪体制整備事業 C = 2, 500千円（2月補正計上） <p>今回の大雪を踏まえ、除排雪体制の調査検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状分析 ・課題の抽出 ・除排雪体制の検討 <p>※ 今後、この調査検討の結果を基に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国との連携 ・市町村の現状と課題、連携 ・学識経験者の助言 ・先進県の助言 <p>などを更に検討し、県として必要な除排雪体制を構築していく。</p> ○ 道路除雪経費 C = 5, 200, 000千円（2月補正計上） <ul style="list-style-type: none"> ・2月8日および2月14日・15日の大雪に伴う道路除雪経費 ・<u>現在の通行止め状況 (H26.3.24 午前10時現在)</u> <p><u>2路線2箇所 (南アルプス公園線、国道139号)</u></p> <p>除雪作業は概ね完了したが、雪崩の発生などの影響で一部の路線では規制を継続している。また、雪崩の恐れのある箇所については、「なだれ注意」などの看板を設置し、注意喚起を行っている。</p> ・現在、雪崩の恐れのある山間部の道路の1日1回以上のパトロールを実施し、雪崩の前兆や発生の早期発見に努めている。 ・今後、融雪状況などを見極め、通行規制の解除を行っていく。 <p>□ 人家被害があった雪崩対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 雪崩の発生状況 大月市賑岡町奥山 発生日時 平成26年2月14日 午後10時30分 被害の状況 負傷者 なし 住宅被害 一部破損 2棟 工場被害 一部破損 3棟 ○ 雪崩対策 急傾斜地崩壊対策事業化を念頭に、森林環境部と施工実施範囲を調整中 |
| | |

□ 住宅被害対策

1 個人住宅災害緊急建設資金の貸付け

○ 目的

平成26年2月の雪害により、住宅に被害を受け、住宅を新築又は購入、もしくは改修する際に独立行政法人住宅金融支援機構の融資だけでは資金が不足する方に対して、山梨県個人住宅災害緊急建設資金の貸付けを行う。

○ 対象者

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の融資を受けて住宅を新築、購入又は改修する方

○ 貸付条件

| 住宅の種類 | 貸付金 | 貸付期間 | 貸付利率 |
|--------------|----------------|---------------------------|------|
| 新築住宅 購入住宅 | 1件につき 400万円 | 18年以内 (うち据置期間 3年以内) | 1.2% |
| 改修住宅 | 1件につき 200万円 | 11年以内 (うち据置期間 1年以内) | 1.2% |

○ 申込方法

住宅金融支援機構の融資取り扱い金融機関へ申し込み。

(H26.3.20 現在 申込者なし。)

2 住宅の罹災者等に対する応急仮設住宅及び県営住宅の供与

(1) 応急仮設住宅の供与

災害救助法が適用されたことから、住宅が全壊した被災者に対し、応急仮設住宅の建設又は借上げによる供与について、市町村との連絡、調整を行い、対象者があった場合に供与できる体制を整えた。(対象者なし。)

(2) 県営住宅の供与

「災害被災者に対する県営住宅入居事務取扱要領」に基づき、県営住宅への入居を希望する被災者に対し、市町村との連絡、調整を行い、希望者があった場合に供与できるよう、地域ごとに県営住宅の空家を確保し、受け入れ体制を整えた。(希望者なし。)

3 建築確認申請等手数料の減免措置

被災者が建物の復旧のため、建築基準法に基づく建築確認等の手続きを県の機関で行う場合の手数料の減免措置について改めて周知した。

(H26.3.20 現在 利用者なし。)

4 建物被害等に係る相談窓口の設置

県（本庁、各建設事務所）に相談窓口を設置し対応するとともに、より専門的な立場から建物の補修方法などのアドバイスを行うため、（一社）山梨県建築士会に対しても相談窓口の設置を要請し対応した。

また、相談窓口については、ホームページにおいて周知を図った。

(H26.3.20 現在 相談件数 42件)

平成 26 年 2 月の豪雪に伴う道路の除雪費用について

■国庫補助金額（国交省）の交付について

- 県管理道路
 - ・ 10 億 1, 200 万円
- 市町村管理道路
 - ・ 9 億 1, 000 万円

■除排雪経費に係る特別交付税について（措置率 70 %とした場合※）

- 県分
 - ・ 23 億円程度
- 市町村分
 - ・ 14 億円程度

国庫補助（国交省）と合わせると、

県分 33 億円程度
市町村分 23 億円程度 となる。

国には、本県の財政事情に十分配慮していただいたものと考えている。

〔※除排雪経費について、「原則として、多額の除排雪経費を要した道府県について、普通交付税と特別交付税をあわせて所要見込額の 70 %以上を措置」とされている。（平成 26 年 3 月 18 日総務省報道資料）〕

■除雪費用の精算見込について（国交省への報告額）

- 県管理道路分

| | | |
|-------|---|-------|
| 当初見込額 | → | 精算見込額 |
| 55 億円 | | 35 億円 |

○除雪費用の減額理由

- ・ テックフォースや他県の支援による減額（▲16 億円）
- ・ その後の気温上昇による融雪剤散布の減額（▲1 億円）
- ・ 早い融雪と雪崩の減少による除雪費の減額（▲3 億円）

➤ 市町村管理道路分

当初見込額

30億円

精算見込額

23億円

○除雪費用の減額理由

- ・2月末から3月の降雪にかかる除雪費用の減額
- ・県外市町村の除雪支援による除雪費用の減額など

問い合わせ先

県管理道路

山梨県道路管理課 055-223-1698 (内線 7267 山本、渡辺)

市町村道路

山梨県道路整備課 055-223-1689 (内線 7209 清水、佐野)

特別交付税(県分)

山梨県財政課 055-223-1384 (内線 2166 齊藤、山田)

特別交付税(市町村分)

山梨県市町村課 055-223-1426 (内線 2481 伊藤、保坂)

平成26年2月豪雪災害対応に係る庁内検証会議 中間報告(主な評価・課題と改善の方向)

| 庁内検証会議の趣旨等 | |
|------------|---|
| <趣旨> | 平成26年2月14日、15日の豪雪災害に関する県の対応について、その初動体制および応急対策など災害対応全般を評価・検証し、その結果を今後の災害対応に反映させるため、「平成26年2月豪雪災害対応に係る庁内検証会議」を設置する。 |
| <構成員> | <ul style="list-style-type: none"> ・防災危機管理監（議長） ・各部局 幹事課、及び主な関係課 ・災害対策本部事務局班（8班） (計・34名) |
| <検証項目> | <ol style="list-style-type: none"> 1 職員参集を含む初動体制 2 豪雪対策連絡会議および災害対策本部による応急対策 3 県民への情報発信および相談対応 4 関係諸機関との連携・要請 5 災害ボランティアの受入・活用 6 その他、今豪雪災害対応 |
| 今後の進め方 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 明年度早期に、専門家や外部の有識者からなる検証組織を設置して、意見を伺い、県地域防災計画等の見直しに反映させる。 ○ 併せて、市町村や自主防災組織等からも、意見を伺う機会を設ける。 |

| 項目1：職員参集を含む初動体制に関する事項 | 主な評価・課題 | 主な改善の方向 |
|------------------------------------|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○防災部局職員が14日夜には登庁して、関係機関との連絡や職員参集等を指示した。 ○除雪を行う県土整備部については、関係課と出先機関に初動より必要な人員を確保し、十分な体制が整っていた。 ●大規模災害の発生時には、全職員が災害応急対策に従事するという意識の徹底が十分でなかった。 ●豪雪の際に、災害対策本部を立ち上げる基準を明確にしておく必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害種別毎に配備体制を見直し、地域防災計画に位置づけ ○初動体制職員（徒歩で30分以内に登庁可能）の活用 ○職員災害対応ハンドブック等を用いて、所属毎の研修等で周知徹底 ○災害対策本部の設置について、災害種別毎の明確な基準の設定 |
| 項目2：豪雪対策連絡会議および災害対策本部による応急対策に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ○豪雪対策連絡会議を早期（2/14）に設置し、人命救助を第一に各種の救援活動を実施した。 ●災害対策本部の業務内容が不明確であり、十分に機能したとはいえないかった。 ●災害対策本部設置までの県の取り組みが、県民に十分伝わらなかった。 ●応急対応に追われた市町村では、県への状況報告が遅れがちになるところも一部あった。 ●市町村と県、防災関係機関の各々が把握した情報を速やかに共有できなかった。 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害種別毎に、各部との連携体制や本部体制を見直し ○県民への情報発信のフレームを事前に検討 ○市町村からの情報収集の一元化を図るため、市町村からの情報収集について、直接本部で収集する体制を検討 ○市町村の災害対応力（情報処理等）の強化、及び必要に応じて、県職員を情報収集員として市町村への派遣を検討 ○府内LANや防災情報システムを活用して、情報を共有 |
| 項目3：県民への情報発信および相談対応に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ○15日早朝から、一酸化炭素中毒防止の取組をラジオで呼びかけ、被害を防いだ。 ○公共交通機関の運休情報や、県道の交通規制情報等を、県ホームページで逐次発信した。 ●県防災ポータルによる情報提供が、15日正午（大雪警報解除後）～17日にかけて中断した。 ●各種の問い合わせがあったが、照会先について分かる資料が必要である。 ●道路の通行止めや渋滞に係る情報が、国道、県道、林道、市町村道で別々の管理者から提供されるため、全体の状況を把握することが困難だった。 | <ul style="list-style-type: none"> ○インターネット等で積極的に情報を発信（防災ポータル、SNS（ツイッター、フェイスブック）、テレビ、ラジオ等） ○臨時記者会見室を活用して記者会見、発表等の定期的な実施 ○警報解除後も被害情報等を継続収集し、広報 ○相談内容別の連絡先一覧をポータルサイトやホームページに掲載 ○県内各地の状況を迅速に情報収集し、ホームページを相互にリンクして全体状況が分かる情報を発信 |
| 項目4：関係諸機関との連携・要請に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ○被害発生直後の早い段階で自衛隊に応援要請し、応援ヘリの運航管理も適切に行われた。 ○国の現地災害対策本部との連携が効果的に行われた。 ○知事からJRへの早期運行再開に係る要請、及び、バスによる臨時チャーター便の運行 ●災害対策本部を立ち上げた時点で、全ての防災関係機関に参集を呼びかける必要がある。 ●除雪支援に関わる諸機関との協議や、確認、実施状況のとりまとめ等に時間を要した。 ●報道機関からの問い合わせに対する確認先が多岐にわたるため、連絡先等の確認が必要。 | <ul style="list-style-type: none"> ○情報共有の訓練など、日頃からの関係機関との連携の強化 ○本部立ち上げ時に、主要関係機関に参集・配備の呼びかけ ○国や県警、ネクスコ中日本等と、除雪や交通規制の連携を図る協議会を設立し、除雪体制の整備計画や相互連携のあり方を検討 ○マスコミ対応については災害対策本部に一元化し、報道班に対する情報提供の迅速化や、ポータルを活用した情報の共有 |
| 項目5：災害ボランティアの受入・活用に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ○物資の提供や寄付の申し出など、多くの善意の提供を受けた。 ●ボランティア、寄附金、救援物資、資機材提供について、県の窓口が明確でなかった。 ●災害救援ボランティア本部の構成団体の連携が十分でなく、各団体が独自に支援を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> ○各種の申し入れ（ボランティア、寄附等）に対して、対応する窓口の明確化 ○構成団体による定期的な情報交換の実施 |
| 項目6：その他、今豪雪災害対応に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ○忙しい中、市町村が県の被害状況調査等に対応した。 ●初期段階における要援護者の把握が十分でなかった。 ●孤立集落の状況調査の際、調査内容が不明確であったため、認識に違いが生じた。 | <ul style="list-style-type: none"> ○市町村から、自助、共助を含めた対応について意見を伺う機会を設定 ○市町村による避難行動要支援者に対する支援体制の構築を支援 ○孤立集落の定義や支援の優先度を明確にし、共通の認識で対処 |

(項目1:職員参集を含む初動体制に関する事項)

| 時期 | 評価・課題 | 改善の方向 |
|---------------------------|--|--|
| (一月十四日～十六日 豪雪対策連絡会議日) | <ul style="list-style-type: none"> ○防災危機管理課など防災関係部局の職員が14日夜には登庁して、関係機関との連絡や職員参集等の指示を行った。 ○除雪を行う県土整備部については、関係課と出先機関に初動より必要な人員を確保し、十分な体制が整っていた。 ●大雪警報時に、地域県民センターの職員の配備が位置づけられていなかった。 ●居住地が遠距離の職員は、登庁に時間を要した。 ●災害対策本部職員のうち、公共交通機関の運休、交通事情等により交通手段の確保ができず、参集できない職員や遅れた職員がいた。 ●大規模灾害の発生時には、全職員が灾害応急対策に従事するという意識の徹底が不十分であった。 | <p><配備体制、職員配置の見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害種別毎に配備体制を見直し、地域防災計画に位置づけ ○地域県民センターの配備や、必要に応じた広聴広報課、県民相談班等の招集を検討 ○大規模地震対応の初動体制職員(徒歩で30分以内に登庁可能)の活用や、本庁等に参集できない職員の最寄りの庁舎への参集、居住市町村役場等への連絡要員としての活用を検討 ○各所属においても「初動体制職員」に準じた職員を予め指定 ○防災危機管理課の職員に、徒歩で参集できる範囲内に居住している職員を確保 ○公共交通機関や自動車の使用ができないことを想定し、予め配備する職員を指定 ○災害対策本部事務局職員に、原則として徒歩で参集できる者を選定 <p><研修・訓練の充実></p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員災害対応ハンドブック等を用いて、所属毎の研修等で周知徹底 |
| (二月十七日～二月十八日 県災害対策本部日) | <ul style="list-style-type: none"> ○防災新館が活用され、災害対策本部事務局の設置が迅速に行われた。 ○災害対策本部事務局の訓練を定期的に行っており、参集後、スムーズに業務に就けた。 ○班別研修を通じて、業務の共通理解を得ていたため、初期の対応は円滑であった。 ○他班への応援については、臨機に対応した。 ●豪雪の際に、災害対策本部を立ち上げる基準を明確にしておく必要がある。 ●電話連絡により班ごとに参集を連絡したが、連絡に時間を要した。 ●参集したが、それまでの情報の引き継ぎがなかった。 ●災対本部事務局の運営指示について、対応が十分でない面があった。 ●一部の班で、災対本部事務局班員の数が少なく、長期間になると人員が回せなくなつた。 ●本部事務局班員について、緊急時でも徒歩で登庁可能な職員を割り当てるなど、班の編制にあたって工夫が必要である。 | <p><地域防災計画、事務局活動マニュアル等の見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置について、県民並びに全庁に周知 ○災害種別毎に、地域防災計画及び本部事務局マニュアルを見直し ○事務局内での臨機の応援について、活動マニュアルに位置づけ ○災害対策本部の設置について、災害種別毎の明確な基準の設定 ○参集の、庁内放送や携帯電話メール等での呼びかけ ○連絡会議から災害対策本部への的確な引き継ぎの実施 ○事務局の体制について、総合調整班から全体を掌握する中で班員へ指示 ○役割や業務を検証し、経験者等の活用を含め、適正な人員配置について検討 ○本部事務局と各部局班との役割や関係の再検討 ○本部事務局員について、歩いて登庁可能な職員で最低限の班を編成することの検討 |

(項目2:豪雪対策連絡会議および災害対策本部による応急対策に関する事項)

| 時期 | 評価・課題 | 改善の方向 |
|--------------------------|---|--|
| (豪雪対策連絡会議日) 二月十四日～十六日 | <ul style="list-style-type: none"> ○常設の災害対策室(412会議室)を基点に関係課や県警、自衛隊、DMAT等による豪雪対策連絡会議を14日に立ち上げ、人命救助を最優先に災害への対応状況の共有、対策の方針を決定した。 ○人命救助を最優先に対応し、人的被害を最小限に抑えることができた。 ●15日朝～17日朝に9回開催した豪雪対策連絡会議には、報道の取材も入ったが、17日の災害対策本部設置まで報道向けの発表がなく、県の取り組みが県民に十分に伝わらなかった。 ●応急対応に追われた市町村では、県への状況報告が遅れがちになるところも一部あった。 ●個別の案件への対応が多く、県全体でどういう状況が生じているかを把握するのに時間を要した。 | <p><連絡会議の運営></p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害種別毎に、予め参集を呼びかける関係機関等を定めておくことの検討 ○防災新館3階の防災関係機関対策室の活用 <p><情報の収集・発信></p> <ul style="list-style-type: none"> ○県民への広報や報道対応で、どのような情報を発信すべきか、フレームを事前に検討 ○市町村の災害対応力(情報処理等)の強化、及び必要に応じて、県職員を情報収集員として市町村への派遣を検討 ○全県の情報を漏れなく把握できる情報収集体制の発災直後からの構築 |
| (県災害対策本部) 二月十七日～二十八日 | <ul style="list-style-type: none"> ○総合調整班及び本部に詰めていたネクスコ中日本と調整し、緊急輸送道路許可及び災害派遣従事車両の通行にかかるコンセンサスを素早く得ることができた。これはネクスコの職員が、災対本部立ち上げから最後まで本部にいたことが大きい。 ○ホワイトボードや独自に作成した表を作成し、班内の情報を共有した。 ●本来、総合調整班が作成すべき孤立集落や道路情報を反映させた地図を避難輸送対策班が作成することとなった。 ●市町村と、防災関係機関の各々が把握した情報が、速やかに共有できなかった。 ●総合調整班の役割が不明確で、指揮統括者は、意思決定事項を関係班に伝達しきれなかった。 ●対策本部立ち上げ当初における、各班を統括する者(班長又は副班長)の役割(災害の事象に応じて、何をするかについて)明確化する必要があった。 ●災害対策本部の業務内容が不明確であり、十分に機能したとはいえないかった。 ●市町村からの同一項目に係る情報収集を、本部事務局、地方連絡本部(地域県民センター)各部局がそれぞれ行うことがあり、混乱が生じた。 ●情報収集班が伝達した情報の進捗について確認できない状況があった。 ●すべての情報を1カ所(総合調整班)に集めて、本部職員が視覚で情報を得て、集まった情報の精度も総合調整班で判断し、確認し、指示した方が良い。 ●物資調達について、市町村からの必要物資要求の内容の適否、緊急性等の情報整理ができていなかった。市町村の担当者は、概ね少數のため、照会は相手方の事務の負担になる。 ●事務局マニュアルの改訂に着手していた班もあったが、事務局の調整が遅れ、改訂が間に合わなかった。 ●事務局マニュアルは地震発生を想定しているが、豪雪対策版の作成も必要なものでは。(道路がすべて使えない状況を想定して) ●DMAT活動以外に災害医療に精通した医師等が医療救護対策本部に参集し、調整等を行う仕組みが必要ではないか。 | <p><地域防災計画、事務局活動マニュアル等の見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部に、ネクスコ以外にも警察・JR・国交省甲府工事事務所等の各担当者を常駐するよう検討 ○災害種別毎に、各部との連携体制や本部体制を見直し ○予め総合調整班内の役割を細かく決め、分担して各班に対する窓口責任者を設定 ○総合調整班の指揮者(幹部)が事務局内に常駐し、指揮 ○総合調整班における、全体管理の手法の確立 ○市町村に対する情報収集の重複を避ける仕組みを検討 ○現在の災対本部事務局の班編成やレイアウトの再検討 ○市町村からの情報収集の一元化を図るため、市町村からの情報収集については、直接本部で収集する体制を検討 ○伝達事項等について、誰がどこに何を伝え、結果どうなったかを把握できる仕組み、様式等を作成 ○マニュアルの改訂を適時適切にできるよう努力 ○マニュアルについて、様々な災害種別の対応できるよう見直し ○災害医療コーディネーターを設置する方向で検討 <p><情報の共有></p> <ul style="list-style-type: none"> ○庁内LANや防災情報システムを活用して、情報を共有 ○県土整備部対策本部、医療救護対策本部、県警本部との情報共有を強化 ○孤立集落や道路状況を反映させた地図を総合調整班で作成 <p><研修、訓練の充実></p> <ul style="list-style-type: none"> ○マニュアルに基づいた、実践的な訓練を各班で実施 ○班長、副班長などの各班統括者を対象とした訓練を実施 |

(項目3:県民への情報発信および相談対応に関する事項)

| 時 期 | 評 価・課 題 | 改 善 の 方 向 |
|---------------------------|--|---|
| （二月十四日～二月十六日 豪雪対策連絡会議） | <ul style="list-style-type: none"> ○15日早朝から、スタック車両に残っている方を対象に、一酸化炭素中毒防止の取組をラジオで呼びかけた。 ○県内公共交通機関の運休情報を収集し、最新の情報をわかりやすく提供した。 (運航状況掲載サイトへのアクセス数=10211件) ○県道の交通規制情報は、県のホームページに、タイムラグなく更新されていた。 ●県防災ポータルによる情報提供が、15日正午(大雪警報解除後)～17日にかけて中断した。 ●災害用のホームページは、本部発表の資料のほかにとどまらず、県民等への呼びかけや、特に注意していただきたい事項、国、自衛隊や他県の支援要請や対応状況の経緯など、様々な情報を迅速に提供することが必要である。 ●各種の問合せ(例:他県からの応援隊や自衛隊の活動状況等)があったが、その照会先について分かる資料(関係機関一覧表等)が必要である。 ●道路の通行止めや渋滞に係る情報が、国道、県道、林道、市町村道で別々の主体(管理者)から提供されるため、速やかに全体の状況を把握することが困難であった。 ●電話回線等が遮断されていなかったので、電話・FAXでのやりとりとなつた。 | <p><情報の収集、発信></p> <ul style="list-style-type: none"> ○インターネット等で積極的に情報を発信 (防災ポータル、SNS(ツイッター、フェイスブック)、テレビ、ラジオ、等) ○庁内から情報を提供し、県全体でHPによるネット情報を発信 <p><警報解除後も、被害情報や応急対策の状況等を継続して収集し、広報></p> <ul style="list-style-type: none"> ○県内各地の状況を迅速に情報収集し、ホームページを相互に連携(リンク)して、全体の状況が分かる情報の発信 <p><相談対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談内容別の連絡先一覧を作成し、ポータルサイトやホームページに掲載 <p><研修・訓練の充実></p> <ul style="list-style-type: none"> ○電話・FAXのほか、災害情報システムの運用について習熟を図る訓練を実施 |
| （二月十七日～二月十八日 （県災害対策本部） | <ul style="list-style-type: none"> ○県道の交通規制情報は、県のホームページに、タイムラグなく更新されていた。 ●県全域の災害であり、エリアメール活用も図るべきだった。 ●情報発信が多方面にわたり、食い違いを生じた。 ●被災者によるSNSでのコメントに比べて、県及び報道機関からの被災情報に関する発信が遅れた。 ●富士山の世界文化遺産やオリンピックの開催等に備えて、外国人観光客への大規模災害時の情報提供の在り方を検討する必要がある。 ●孤立集落についての収集したい情報が明確でなかった。 ●テレビがなかつたので、テレビからの被害状況等の情報が得られなかつた。 ●提供した情報を説明できる体制が十分でなかつた。 ●当初は鉄道、バス等の交通インフラや道路状況に関する問い合わせが大半であったが、入手した情報が県民相談班に十分伝わらなかつた。また、道路の開通見込などは、県として、どう回答してよいのかを含めて、必要な情報は何であるかを各班相互に調整する必要がある。 ●地理の疎い箇所についての相談に十分対応できなかつた。 | <p><情報発信></p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村のエリアメールの加入状況も踏まえ、緊急速報メールの有効活用や、マスコミ各社と災害時の情報提供のあり方を検討 ○SNSの情報の利活用(SNSの情報を収集するサイトの活用も含めて)を検討 ○記者会見、発表等の定期的な実施 ○外部への情報発信の一本化 ○防災新館2階の臨時記者会見室の活用 ○外国人観光客に災害情報や避難所情報などを数か国語で提供する「防災アプリ」の構築に向け、H26年度事業で実施設計 <p><情報収集></p> <ul style="list-style-type: none"> ○孤立集落は、雪害だけでなく、大雨や地震の際にも発生することから、予め様式等を作成 ○情報収集や伝達に必要なホワイトボード、テレビ、FAX、コピー機の十分な配置 <p><情報の共有></p> <ul style="list-style-type: none"> ○広報状況について、本部職員全体に周知 ○報道対応が繁忙となる時間帯の人員増を検討 ○総合調整班、情報収集班から迅速に情報を提供 <p><相談対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ○事前に想定される項目・内容について様式化し、本部立ち上げと同時に情報収集を実施し、各班等に速やかに伝達 ○より詳細な地図(地区や道路の名称が分かる地図)の活用 |

(項目4:関係諸機関との連携・要請に関する事項)

| 時 期 | 評 価 ・ 課 題 | 改 善 の 方 向 |
|--------------------------|--|--|
| (二月十四日～十六日 豪雪対策連絡会議) | <ul style="list-style-type: none"> ○14日夜、被害発生直後の早い段階で、自衛隊に応援要請ができた。 ○応援ヘリの運航管理が適切に行われた。 ○連絡会議に早い段階で、自衛隊、国交省甲府河川国道事務所、DMATの参加があった。 | <p>〈関係機関との連携〉 ○大規模災害を想定した情報共有の訓練など、日頃から関係機関との連携の強化</p> <p>〈応援航空機の運航管理〉 ○ 事務局内に「ヘリ調整班」の新設による一元的な運航管理と、他県防災ヘリ、自衛隊ヘリとの共同訓練の実施 ○ 航空基地で運行管理(物資等の積載の統制を含む)を行うための要員の増員</p> |
| (二月十七日～二月十八日 県災害対策本部) | <ul style="list-style-type: none"> ○JR身延線の不通に伴い、甲府～駿沢のバスによる臨時チャーター便の運行を道路管理者・教育庁・教育庁・バス事業者等の協力により、早期(2/20)に実現することができた。 ○22日、孤立した甲府市高成地区の住民を防災ヘリにより救出した。その際、防災新館ヘリポートが着陸先となり、新館ヘリポートの有用性が再認識された。 ○国の現地災害対策本部との連携が効果的に行われた。 ○知事がテレビ電話で防災担当大臣に応援要請したことにより、テックフォース、新潟県、長野県からロータリー除雪車の支援が得られ、大きなサポートとなった。 ○知事からJR各社幹部に対し、運休区間の早期再開等を要請した。 ●災害対策本部を立ち上げた時点で、全ての防災関係機関に参集を呼びかける必要がある。 ●除雪支援に関わる諸機関との協議や、進捗状況の確認、実施状況のとりまとめ等に時間を要した。 ●JRの足止め乗客の状況など正確な情報が入手できなかった。関係機関からリアルタイムな情報を得る仕組みが必要である。 ●JRに大月駅で待機している帰宅困難者の状況を確認したが、JR内部でも情報が混乱し、正確な情報が収集が困難であった。 ●国、県、市町村、自衛隊等との連絡体制や役割分担が、事務局職員に分かりづらかった。 ●報道機関からの問い合わせに対する確認先が多岐にわたるため、連絡先等の確認が必要である。 ●効率的な事務執行のため、よくある問い合わせへの回答を、情報共有できるような仕組みが必要である。 ●物資調達に係る企業等の協定において、災害時の物資の確保に不安がある。 ●今回、雪捨て場の検討等も行ったが、事前に調査しておけば、業務負担を軽減できる。 | <p>〈関係機関との連携〉 ○本部立ち上げ時に、主要関係機関に参集・配備の呼びかけ</p> <p>○国や県警、ネクスコ中日本等と、除雪や交通規制の連携を図る協議会を設立し、除雪体制の整備計画や相互連携のあり方を検討 ○道路等の情報と孤立状況をリンクさせるための総合調整を実施</p> <p>〈研修・訓練の充実〉 ○交通機関に対し、訓練への参加を要請し、課題等を共有 ○役割分担や連絡体制についての実践的な研修の実施</p> <p>〈情報の共有〉 ○国、関係機関等からの情報を、総合調整班において整理し、共有化 ○自衛隊、県警、各関係課、市町村等の窓口担当者及び連絡先を早期に確認してリスト化し、班内で共有 ○マスコミ対応については災害対策本部に一元化し、報道班に対する情報提供の迅速化や、ポータルを活用した情報の共有</p> <p>〈地域防災計画、事務局活動マニュアル等の見直し〉 ○県、市町村における保管量の見直しと、災害時の備蓄に対する意識の啓発 ○緊急時の仮置き場、雪捨て場等候補を調査し、マニュアルに記載</p> |

(項目5:災害ボランティアの受入・活用に関する事項)

| 時期 | 評価・課題 | 改善の方向 |
|-------------------------|--|--|
| (豪雪対策連絡会議 二月十四日～十六日) | | |
| (県災害対策本部 二月十七日～二十八日) | <ul style="list-style-type: none"> ○物資の提供や寄付の申し出など、多くの善意の提供を受けた。 ○雪かきボランティアの受け入れ体制の立ち上げは、17日の時点で4町村が対応しており、立ち上げは割と早かった。その後、急激に増加した。 ●災害時のボランティア、寄付金、救援物資、資機材提供の窓口や手続きについて、調整する部門が確立されていない。 ●災害救援ボランティア本部の構成団体の連携が十分でなく、各団体が独自に支援を行った。 ●義援金の募集開始や取扱いについて定めた要領を作成する必要がある。 ●ボランティアでの除雪や融雪剤の寄付など、問い合わせが直接原課にいくなど、窓口が明確でなかった。 | <p><各種の申し入れ等への対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ○窓口機能やコーディネートについて、関係機関と受給調整を行う仕組みを検討 ○構成団体による定期的な情報交換の実施 ○義援金取扱要領を作成し、義援金の受入体制を構築 ○各種の申し入れ(ボランティア、寄附等)に対して、対応する窓口の明確化 |

(項目6:その他、今豪雪災害対応に関する事項)

| 時期 | 評価・課題 | 改善の方向 |
|--------------|--|---|
| (二月十四日;連絡会議) | <ul style="list-style-type: none"> ●除雪の雪の仮置き場を確保する必要がある。 ●車両が使えず、被害状況の確認が困難であった。 ●観光客に支障が生じないよう、災害時における観光客の非常食備蓄について明確に定める必要がある。 | <p><地域防災計画、事務局活動マニュアル等の見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> ○県営駐車場等を借り置き場として利用することや回復等について協定締結を検討 ○被害状況確認にヘリコプターを活用 ○地域防災計画における観光客の非常食の位置づけを検討 |
| (二月十七日;二十八日) | <ul style="list-style-type: none"> ○忙しい中、市町村が県の被害状況調査等に対応した。 ●市町村に孤立集落の状況調査を行ったが、調査内容が不明確であったため、認識に違いが生じた。 ●市町村に対し、透析患者などの孤立の長期化により健康維持が困難となる要援護者の調査を行ったが、初期段階での対象者の把握が十分でなかった。 ●災対本部事務局室内に誰もが入れる状況では、個人情報の保護等の観点から問題があった。 ●本部員会議の中継や、会議の開催告知、内容の周知を徹底する必要がある。 ●本部員会議の資料の報告時間が明確でなかった。 ●災害時の支出について、災害救助法以外の案件の所管、役割が不明確だった。 ●パソコンでポータルのメールが使えなかった場面があった。 ●雪崩について、どこが何を所管するのか不明確であった。 ●情報収集班の負担が大きかった。 ●業務が集中している班と、そうでない班の差が激しかった。 ●夕方前後は報道機関からの問い合わせが多く、一つの問い合わせ対応に時間がかかることがあるため、現状の班員数では対応が困難な場合があった。 ●マニュアルでは、市町村への物資の引き渡しは市町村が直接受領するのが原則となっているので、市町村に周知しておく必要があった。 ●本部事務局職員の多くが、自分の役割を十分理解していない状態で対応しており、災対本部として何を行わなければならぬのか、喫緊の課題は何か、実施すべき事項の優先順位は何か、といった共通認識が必要である。 ●ひとたび登庁し事務局本部用務に就いた場合には、連日連夜の勤務が予想されるので、県庁内に簡易であっても仮眠がとれる場所を確保する必要がある。 | <p><市町村との連携></p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村から、自助、共助を含めた対応について伺う機会を設定 ○孤立集落の定義や支援の優先度を明確にし、共通の認識で対処 ○市町村による避難行動要支援者に対する支援体制の構築を支援 <p><地域防災計画、事務局活動マニュアル等の見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> ○事務局室内への入室規制の検討 ○名札やビブス、腕章等で班名などを区別 ○本部員会議などの開催周知は府内放送し、会議資料は各班別に情報共有ファイルに綴り、情報を共有 ○定期的な会議の実施、報告書の作成 ○災害時の支出の手法について再検討 <p><研修・訓練の充実></p> <ul style="list-style-type: none"> ○パソコンを持参し、職員ポータルやメールを活用 ○GISやデータベースによる情報収集・集約を行うことで即時性や正確性、効率性を確保 ○県民等からの雪崩に係る照会に対応できる所管、窓口等の検討 ○各班の役割の明確化と、業務の集中する班への要員確保等を検討 ○長期化に対応するための勤務ローテーション表を作成 ○状況の変化に応じて事務局の配置体制を縮小する基準を検討 ○発災後数日間は備蓄や市町村内の企業との協定によりできるだけ市町村内で物資を調達できるようにし、それで対応しきれない部分を県の役割とすることの明確化 ○陸路の早期復旧は見込めない場合の空路を前提とした輸送対応を検討 <p><施設・資機材の整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○寝袋の配備を検討 |